

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（観光庁）

|   |  |          |
|---|--|----------|
| 制 度 名                                     | 国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係る特例措置  |          |
| 税目（条文番号）                                  | 所得税・法人税（第 10 条の 4、第 42 条の 7）   |          |
| 見<br>直<br>し<br>の<br>内<br>容                | <p>外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律において規定される外客来訪促進地域内の宿泊拠点地区における国際観光ホテル整備法登録ホテル・旅館に係わる特別償却（30%）措置を廃止する。</p> <p>○ 対象設備：高速通信設備（新規に取得する 120 万円以上のもの）</p>  |          |
|   | 増収見込額<br>（平年度）   | 3. 2 百万円 |
| 廃<br>止<br>又<br>は<br>縮<br>減<br>の<br>理<br>由 | <p>本特例措置については、観光立国を実現するため、平成 22 年までに訪日外国人旅行者を 1000 万人にすることを目標に、国を挙げて、海外プロモーションの強化や訪日外国人旅行者の受入体制の整備を進めているところ、地域における旅行者の受入れの中核となるホテル・旅館において、訪日外国人旅行者のニーズが高い高速通信設備の導入を促進し、ホテル・旅館の快適性・利便性を高め、リピート率を向上させることで、訪日外国人旅行者を増大させるための措置として設けていたものである。</p> <p>しかしながら、対象設備を導入して本特例措置を受けようとする事業者はあったものの、昨今の景気低迷により事業収支が悪化し、導入の際には本特例措置の適用ができなかった等の理由により、過去数年において適用されない状況が続いていた。</p> <p>今般、政府全体での租税特別措置の見直しの中で、その合理性、有効性、相当性の観点から見直した結果、廃止することとした。</p> |          |